

電力小売供給契約のご契約内容に関わる重要事項（ご契約前の重要説明事項）

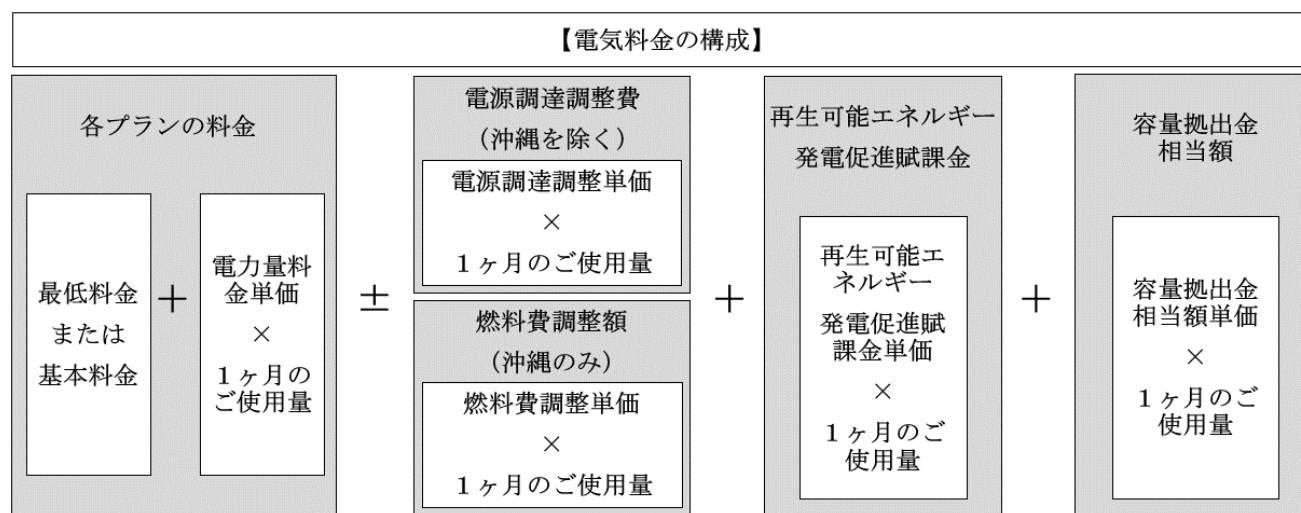
シン・エナジー株式会社

この書面は、電気事業法第2条の13第1項および第2項の規定に従い、当社がお客さまに電力を販売する場合の電気料金その他の供給条件をご案内するものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電力小売供給約款（低圧）（その別表を含み、以下「本約款」といいます。）に基づいておりますが、そのすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、当社 Web サイト等により本約款をご覧ください。

1. 料金について

料金は、【電気料金の構成】記載のとおり、最低料金または基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費（沖縄電力管内は燃料費調整額）および容量拠出金相当額（沖縄電力管内を除く）を加算または減算したものの合計といたします。

各プランの最低料金または基本料金および電力量料金単価については本約款別表単価表 4 を、電源調達調整単価および燃料費調整単価については以下の内容を、容量拠出金相当額は、容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額とし、容量拠出金相当額単価については本約款別表単価表 8 をそれぞれご確認ください。



(1) 電源調達調整費（沖縄電力エリア以外）

日本卸電力取引所（以下「JEPX」）の電力取引価格に連動して電気料金を調整する金額です。電源調達調整費は各月の電源調達調整単価に使用電力量を乗じて算定し、電源調達調整単価は各電力エリアのエリアプライス平均値の変動により、毎月変動し、また、上限額はございません。

＜計算式＞ 電源調達調整単価×使用量 (kWh)

なお、電源調達調整単価は、JEPX が公表するスポット市場における各電力エリアのエリアプライスが、当社の定める基準値を下回るまたは上回る場合に、以下の算定方法にて決定いたします。

イ（還元）電源調達調整単価

各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α を下回る場合

(還元) 電源調達調整単価

$$= (\text{調整基準価格} \alpha - \text{各電力エリアのエリアプライス平均値}) \div (1 - \text{託送損失率}) \times 1.1 \text{ (消費税相当額)}$$

ロ (請求) 電源調達調整単価
各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 β を上回る場合

(請求) 電源調達調整単価

$$= (\text{各電力エリアのエリアプライス平均値} - \text{調整基準価格} \beta) \div (1 - \text{託送損失率}) \times 1.1 \text{ (消費税相当額)}$$

※託送損失率とは、各電力エリアで供給を行う一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。

なお、各一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める損失率が改定された場合、託送損失率は、それにあわせて変更されるものとします。

ハ イまたはロ以外の場合の電源調達調整単価
各電力エリアのエリアプライス平均値が以下【調整基準価格表】に示す調整基準価格 α 以上かつ調整基準価格 β 以下となる場合の電源調達調整単価は、0 円といたします。

【調整基準価格表】

調整基準価格 α および調整基準価格 β は次のとおりといたします。

電力エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基準価格 α	12.28	7.04	9.10	7.88	6.24	7.46	7.56	8.09	6.15
基準価格 β	14.78	9.54	11.60	10.38	8.74	9.96	10.06	10.59	8.65
託送損失率	7.90%	8.50%	6.90%	7.10%	7.80%	7.80%	7.70%	8.1%	8.60%

※託送損失率は 2024 年 4 月時点のものです

(2) 燃料費調整額 (沖縄電力エリア)

沖縄電力エリアにおける燃料費調整単価は以下のとおり算出するものとします。ただし、従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。燃料費調整単価は、燃料費の変動により、毎月変動し、また、上限額はございません。

<計算式>

1 kl 当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

1 kl 当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 基準単価 / 1,000

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

※ $A \cdot B \cdot C$ は、各平均燃料価格算定期間における (A) 平均原油価格 (円/kl)、(B) 平均液化天然ガス価格 (円/t)、(C) 平均石炭価格 (円/t) をいいます。なお、単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整諸元		単位	円
基準燃料価格		1kl	25, 100
換算係数	α (原油)	—	0. 2410
	β (LNG)	—	—
	γ (石炭)	—	1. 1282

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 従量電灯プランのうち、最低料金が適用されるプランについて
沖縄電力

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	3 円 15 銭 7 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31 銭 6 厘

ロ イ以外の従量電灯および低圧動力の場合

電力エリア	1 キロワット時につき
沖縄電力	31 銭 6 厘

※毎月分の電源調達調整費単価、燃料費調整単価は当社 Web サービス等を通じてお知らせいたします。

2. ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

- (1) 電力小売供給契約は、当社所定の様式によってお客様よりお申込みいただき、これに対して、当社が供給承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みを承諾できない場合があります。
- (2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾するときに、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、お客さまの電力小売供給契約の申込時に供給開始日を指定された場合には、原則として、お客さまが指定される供給開始日に一番近い検針日を供給開始日といたします。
- (3) 当社は、お客様のお申し出により得られた情報を基に電気の供給を開始する手続きを行いますが、情報の相違または不足があればお客さまへ確認を行います。また解消に至らない場合は、お申込みをキャンセルする場合があります。お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) 契約期間は、電力小売供給契約が成立した日（当日を含む。）から、本約款 8（契約期間）、31（電力小売供給契約の変更）、33（電力小売供給契約の終了）、35（解除等）に定める事由その他の事由により本需給契約が終了するまでとします。
- (5) 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社から、電力小売供給契約の終了もしくは変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

3. 契約電力・契約電流

申込時に申し出の契約電力、契約電流とします。必要がある場合、契約種別ごとに本約款「別表単価表 4（契約種別と料金単価）」の定めに従い、当社とお客さまとの協議によって決定されます。

4. 計量器等の取付け

契約の成立に伴って一般送配電事業者が計量器を取替える場合がありますが、この取替えにかかる費用は原則として、一般送配電事業者が負担し、お客さまに負担していただくことはありません。なお、計量器の取替え作業に伴って短

時間の停電をお願いする場合があります。

5. 供給電圧について

供給電圧は、標準電圧 100V または 200V となります。また、周波数は、お客さまのお住まいの区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、以下のとおりとなります。

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド管内：50Hz

九州電力送配電、関西電力送配電、中部電力パワーグリッド、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、北陸電力送配電および沖縄電力管内：60Hz（ただし、長野県の一部は 50Hz）

6. 工事費の負担について

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。

7. 事務経費等の負担について

- (1) 契約申込み後の受付連絡、切替手続き状況、切替予定日等は、原則として、電子メールでご連絡いたします（無料）。ただし、電子メールをご利用できないお客さまについては、郵送でご連絡いたします。なお、この場合、事務手数料として、550 円（消費税等相当額込）を初回の電気料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。
- (2) 毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社 Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて、お客さまご自身でご確認いただきます（無料）。この場合、当社は Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。ただし、インターネットをご利用できないお客さまについては、別途検針票を発行、送付いたします。なお、この場合、事務手数料として、110 円／月（消費税等相当額込）を、毎月の電気料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。
- (3) 本約款 19（料金その他の支払方法）(1)ニのコンビニ支払でお支払いをされる場合であって、当該コンビニ支払手続きに係る用紙を再発行する場合には、再発行 1 回あたり 110 円（消費税等相当額込）を、当該月の料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。

8. 使用電力量の計量方法、料金の算定期間

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までとします。ただし、東京電力パワーグリッド管内については、前月の計量日（一般送配電事業者があらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までとします。なお、①電気の供給を開始、再開、または停止した月、②電力小売供給契約を終了した月、③契約種別等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。

※なお契約種別、契約電流、契約容量、契約電力、契約設備の変更は原則次回検針日からの適用となります。

9. お支払い方法について

- (1) 料金については、次のいずれかの方法（ただし、お客さまが引っ越しにともない電力小売供給契約の申込みをされる場合、ロを除きます。）により、毎月(2)に規定する支払期日に、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。

イ クレジットカード支払（お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した

場合に限りです。)

- ロ 口座振替 (お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限りです。)
- ハ 銀行振込 (お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限りです。)
- ニ コンビニ支払 (当社の指定するコンビニエンスストア等で収納制度を利用して支払う方法。ただし、当社の判断により、お客さまに依頼した場合に限りです。)

(2) 料金の支払期日は、次のとおりといたします。

- イ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(イ)のクレジットカード支払の場合は、当該クレジット会社の規定によります。
- ロ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(ロ)の口座振替の場合は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の検針票に記載の「日程」(関西電力送配電株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「地区番号」(東京電力パワーグリッド株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「計算区」(九州電力送配電株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 「お客さま番号の上二桁」(東北電力ネットワーク株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 検針票に記載の検針日から年間検針日カレンダー (中国電力ネットワーク株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 検針予定一覧表 (四国電力送配電株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 検針票に記載の検針日から検針日程表 (北陸電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。)、 または検針票に記載の検針日から定例検針日一覧表 (北海道電力ネットワークが一般送配電事業者である場合をいいます。)) で確認できる「検針基準日」が、1 から 12 の場合 (東北電力ネットワーク株式会社が一般送配電事業者である場合は、1 から 8 の場合) (概ね 15 日までの検針) は翌月の 5 日、12 をこえる場合 (東北電力ネットワーク株式会社が一般送配電事業者である場合は、8 をこえる場合) は翌月の 23 日とします。ただし、当該 5 日もしくは 23 日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日とします。
- ハ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(ハ)の銀行振込の場合は、当社指定の期日とします。
- ニ 本約款 19 (料金その他の支払方法) (1)(ニ)のコンビニ支払の場合は、当社指定の期日とします。

10. ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

(1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合には、当社 Web サイトまたは当社問合せ先へお電話いただき、お手続きをしていただきます。

(2) お客さまが契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は電力小売供給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から請求を求められる料金および工事費を精算させていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

11. 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することがあります。なお、この場合には解約する 15 日前までに解約日を示して、その旨をお知らせいたします。詳細は、本約款 35 (解約等) をご参照下さい。

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合

- ・電気料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ・当社とその他の契約 (既に消滅しているものを含みます) における債務を期日までに履行しない場合
- ・本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務 (延滞利息や工事負担金等) を履行しない場合

- ・契約の申込みをされた日から 60 日を過ぎても、クレジットカード支払または口座振替に必要な手続きを完了させない場合

(2) お客さまが、当社へ通知をせずに、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合

- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合
- ・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ・低圧動力の場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合
- ・需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ・一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- ・契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
- ・その他、本約款に反した場合

1 2. 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、当社および一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。詳細は、本約款 22（需要場所への立ち入りによる業務の実施）をご参照下さい。

1 3. 保安に対するお客さまの協力について

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

- ・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

1 4. その他お客さまの協力について

その他お客さまに電気を供給するにあたって、お客さまに協力をお願いする場合があります。協力していただく事項の詳細は、本約款 23（電気の使用にともなうお客さまの協力等）をご参照下さい。

1 5. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、修理が可能である場合は修理費を、または亡失し、もしくは修理が不可能である場合は帳簿価格と取替工事の合計額を賠償していただきます。

1 6. 信用情報の共有

お客さまが、電気料金その他の債務について、当社の定める支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を、他の小売電気事業者等へ提供する場合があります。

17. 反社会的勢力の排除

お客さまには、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約いただくものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該お客さまとの電力小売供給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

イ 自己が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。

ロ 自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役職員に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。

18. キャンペーンの適用について

別途、当社が定めるキャンペーン規約の適用条件を満たす場合は、本約款の定めに加え、キャンペーン規約を適用いたします。

19. その他

(1) この書面は電気事業法第2条の13の規定に従い、電力小売供給契約を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、本約款に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、当社 Web サイト等により本約款をご覧ください。上記に記載のない事項の取扱い、本約款および一般送配電事業が定める託送約款等によります。

(2) 当社は本約款を変更する場合があります。この場合、当社 Web サービス等を通じてあらかじめご案内いたします。

(3) 当社は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達調整費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、電力小売供給契約の期間内であっても、次の手順に従い、電力小売供給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価（以下「新たな料金等」といいます。）を定めることができます。

イ 当社は、事前に新たな料金等およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ お客さまは、新たな料金等を承諾しない場合は、本適用開始日の15日前までに、当社に対して電力小売供給契約の終了を通知することで電力小売供給契約を終了することができます。なお、この場合の電力小売供給契約の終了日は、本約款33（電力小売供給契約の終了）(2)にもとづくものとします。

ハ ロに定める期限までに、お客さまより電力小売供給契約の終了の通知がない場合は、お客さまは新たな料金等を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日より新たな料金等を適用いたします。ただし、本約款33（電力小売供給契約の終了）(1)および(2)に基づき電力小売供給契約が終了する場合で、本適用開始日前に電力小売供給契約が終了した場合は、この限りではありません。

(4) 当社が電力小売供給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合（本約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます）、お客さまは、当社が当社 Web サイトに記載する方法、電子メールに記載または添付する方法、その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。

(5) お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

電力供給サービスを提供する小売電気事業者

◆電話によるお手続き・お問い合わせ

シン・エナジー株式会社（登録番号 A0056）

本社所在地：〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通 8-1-6 神戸国際会館 14F

お客さま問い合わせ電話番号： 0120-093-109（通話料無料）

受付時間 9：00～18：00（年末年始および当社指定のメンテナンス日を除く）